## 青森県電気機械器具製造業最低工賃

## 効力発生の日 平成29年5月1日

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工(シールド線をよ じり、かつ、芯線をむき出 し、よじり、ハンダ付けを 行うことをいう)		100本につき 435円57銭
コネクター	差し(コンタクトをイン シュレータに差し込むこと をいう)	1 端子ごとに差すもの	100端子につき 23円88銭
		連続端子となっているもの	100回につき 51円32銭
ア ル ミ 電 解 コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状 自動検査済み で行うもの のもの	100個につき9円56銭
		バラ状で行うもの	100個につき

最低工賃に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局労働基準部賃金室(017-734-4114)又は最寄りの労働基準監督署へ